

令和5年生駒市議会（第4回）定例会議案

令和5年9月4日

生 駒 市

令和5年生駒市議会（第4回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 8 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	1～2
議案第 41 号	専決処分につき承認を求めることについて (損害賠償の額の決定について)	3～4
議案第 42 号	令和5年度生駒市一般会計補正予算（第5回）	5～17
議案第 43 号	令和5年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）	18～21
議案第 44 号	令和5年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	22～24
議案第 45 号	令和5年度生駒市病院事業会計補正予算（第2回）	25～26
議案第 46 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第 47 号	生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第 48 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	29～37
議案第 49 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	38～41
議案第 50 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	42～43
議案第 51 号	市道路線の認定について	44
議案第 52 号	市道路線の廃止について	45
議案第 53 号	生駒市法令遵守委員会委員の委嘱について	46
議案第 54 号	生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について	47～49
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	50

報告第 8 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

令和5年9月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である変更契約の締結について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 生駒市庁舎非常用電源設備（自家発電機）更新工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | |
| (1) 変更前 | 231,000,000円 |
| (2) 変更後 | 239,618,500円 |
| 4 契約の相手方 | 奈良市大安寺6丁目20番8号
株式会社きんでん 奈良支店
執行役員支店長 安田 守 |
| 5 工 期 | 契約の日から令和5年8月31日まで |

令和5年8月10日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 41 号

専決処分につき承認を求めることについて

損害賠償の額の決定については、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年7月20日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年9月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第17
9条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和5年6月3日（土）未明

2 事故発生場所

生駒市谷田町地内

3 損害賠償額

1, 373, 900円

4 事故の概要

上記の場所において、事業用地の既存擁壁が倒壊し、隣接する被害者宅に駐
車していた車両の後部に損傷を与えたもの。

令和5年7月20日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 42 号

令和 5 年度生駒市一般会計補正予算（第 5 回）

令和 5 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 5 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 5 9, 4 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4, 7 2 5, 2 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

令和 5 年 9 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		7,738,919	241,546	7,980,465
	1 国庫負担金	5,115,550	1,667	5,117,217
	2 国庫補助金	2,592,971	239,879	2,832,850
16 県支出金		3,510,612	834	3,511,446
	1 県負担金	2,246,683	834	2,247,517
19 繰入金		1,412,601	70,643	1,483,244
	1 基金繰入金	1,412,601	70,643	1,483,244
20 繰越金		380,864	1,446,394	1,827,258
	1 繰越金	380,864	1,446,394	1,827,258
歳 入 合 計		42,965,814	1,759,417	44,725,231

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,907,852	680,715	4,588,567
	1 総務管理費	2,916,929	658,759	3,575,688
	2 徴税费	485,099	10,956	496,055

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 戸籍住民基本台帳費	274,170	11,000	285,170
3 民生費		17,283,482	453,180	17,736,662
	1 社会福祉費	8,631,565	17,081	8,648,646
	2 児童福祉費	6,760,146	436,099	7,196,245
4 衛生費		7,931,767	552,219	8,483,986
	1 保健衛生費	3,167,197	548,369	3,715,566
	2 清掃費	4,764,570	3,850	4,768,420
6 土木費		3,763,688	2,532	3,766,220
	3 都市計画費	1,107,675	2,532	1,110,207
8 教育費		4,899,653	70,771	4,970,424
	1 教育総務費	495,839	18,895	514,734
	2 小学校費	472,884	13,489	486,373
	4 幼稚園費	857,670	2,404	860,074
	5 社会教育費	1,397,240	6,749	1,403,989
	6 保健体育費	1,373,645	29,234	1,402,879
歳 出	合 計	42,965,814	1,759,417	44,725,231

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
民 生 費	社 会 福 祉 費	介 護 老 人 保 健 施 設 整 備 事 業	28,039

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
生 駒 山 麓 公 園 管 理 業 務	令和5年度から 令和9年度まで	657,000
生 駒 山 麓 公 園 将 来 計 画 に 係 る 施 設 基 礎 調 査	令和5年度から 令和6年度まで	9,920

2 変更

[単位 千円]

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
健康いこま21 計 画 及 び 食 育 推 進 計 画 策 定 業 務	令和5年度 から 令和6年度 まで	7,480	健康いこま21 計 画 及 び 食 育 推 進 計 画 策 定 業 務	令和5年度 から 令和6年度 まで	9,480

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	4,805,539	1,667	4,807,206	1 社会福祉負担金	1,667	低所得者保険料軽減負担金
計	5,115,550	1,667	5,117,217			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	358,251	11,000	369,251	2 戸籍住民基本台帳費補助金	11,000	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
3 衛生費国庫補助金	1,094,660	228,879	1,323,539	1 保健衛生費補助金	228,879	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
計	2,592,971	239,879	2,832,850			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	2,174,757	834	2,175,591	1 社会福祉負担金	834	低所得者保険料軽減負担金
計	2,246,683	834	2,247,517			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
8 公共施設等総合管理基金繰入金	428,487	13,748	442,235	1	公共施設等総合管理基金繰入金	13,748	
13 こども未来基金繰入金	94,819	56,895	151,714	1	こども未来基金繰入金	56,895	
計	1,412,601	70,643	1,483,244				

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	380,864	1,446,394	1,827,258	1	繰越金	1,446,394	前年度繰越金
計	380,864	1,446,394	1,827,258				

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特 定 財 源	財 源 其 他			
1 一般管理費	1,835,463	623	1,836,086		一般財源	623	13 使用料及び賃借料	システム使用料	
5 財産管理費	487,366	658,136	1,145,502		一般財源	658,136	24 積立金	減価基金 公共施設等総合管理基金	
計	2,916,929	658,759	3,575,688		一般財源	658,759			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特 定 財 源	財 源 其 他			
2 賦課徴収費	238,249	10,956	249,205		一般財源	10,956	12 委託料	税額計算・収納消込等システム委託料	
計	485,099	10,956	496,055		一般財源	10,956			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特 定 財 源	財 源 其 他			
1 戸籍住民基本台帳費	255,329	11,000	266,329	11,000 (国補)			12 委託料	住民基本台帳システム改修委託料	
計	274,170	11,000	285,170	11,000					

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				財源					
				特定 国県支出金	地方債	その他			
4 老人福祉費	510,424	13,748	524,172		13,748 (繰入) 13,748	一般財源	14 工事請負費	13,748	介護老人保健施設設備整備工事
6 介護保険費	1,670,812	3,333	1,674,145	2,501 (国負) 1,667 (県負) 834		832	27 繰出金	3,333	介護保険特別会計繰出金
計	8,631,565	17,081	8,648,646	2,501	13,748	832			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				財源						
				特定 国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	2,919,964	431,381	3,351,345		6,177 (繰入) 6,177	425,204	14 工事請負費	1,384	その他整備工事	
3 保育所費	1,051,090	4,718	1,055,808		2,454 (繰入) 2,454	2,264	18 負担金補助及び交付金	6,177	私立保育所運営費補助金	
							22 償還金利子及び割付料	94,753		過年度償還金
							24 積立金	329,067		こども未来基金
							10 需用費	2,454		賄材料費
							17 備品購入費	2,264		保育所用備品
計	6,760,146	436,099	7,196,245		8,631	427,468				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方債	その他			
2 予防費	1,105,596	311,513	1,417,109			311,513	22 償還金利子及び割付料	過年度償還金	
3 健康センター 管理費	104,049	1,793	105,842			1,793	10 需用費	修繕料	
							14 工事請負費	施設整備工事	
5 環境保全対策 費	146,474	235,063	381,537	228,879 (国補)		6,184	12 委託料	環境基本計画推進業務等委託料	
							18 負担金補助及び交付金	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	
計	3,167,197	548,369	3,715,566	228,879		319,490			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方債	その他			
3 ごみ処理施設 費	3,156,079	3,850	3,159,929			3,850	10 需用費	修繕料	
計	4,764,570	3,850	4,768,420			3,850			

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方債	その他			
2 公園整備費	793,567	2,532	796,099			2,532	1 報酬	プロポーザル審査委員会委員	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他			
							7 報償費	70 謝礼	
							14 工事請負費	2,378 公園等整備・補修工事	
計	1,107,675	2,532	1,110,207			2,532			

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他			
3 生駒南小学校 ・中学校整備 事業費	12,597	18,895	31,492		18,895 (繰入)	18,895	12 委託料	18,895 設計等委託料	
計	495,839	18,895	514,734		18,895				

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他			
1 学校管理費	395,122	13,489	408,611			13,489	10 需用費	9,309 修繕料	
							14 工事請負費	4,180 学校施設改修工事	
計	472,884	13,489	486,373			13,489			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国 庫 支 出 金	地 方 債			
1 幼稚園費	857,670	2,404	860,074		135 (繰入)	2,269	1 報酬 2,269	パートタイム会計年度任用職員	
計	857,670	2,404	860,074		135	2,269	12 委託料 135	給食業務委託料	

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国 庫 支 出 金	地 方 債			
2 社会教育施設費	881,427	6,749	888,176			6,749	12 委託料 6,749	体育施設管理運営委託料	
計	1,397,240	6,749	1,403,989			6,749			

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国 庫 支 出 金	地 方 債			
3 学校給食材料費	541,893	29,234	571,127		29,234 (繰入)		10 需用費 29,234	賄材料費	
計	1,373,645	29,234	1,402,879		29,234				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)		
補 正 後	(733) 819	849,024	3,173,963	2,339,373	7,530,576	
補 正 前	(733) 819	846,755	3,173,963	2,339,373	7,528,307	
比 較	(0) 0	2,269	0	0	2,269	

※ () 内は、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 員 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	地 域 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	72,606	122,808	2,250	202,129	1,601	212,080	30,794
	補 正 前	72,606	122,808	2,250	202,129	1,601	212,080	30,794
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

夜 間 勤 務 手 当	単 身 赴 任 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	退 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
7,171		88,107	51,219	117,000	865,060	566,548
7,171		88,107	51,219	117,000	865,060	566,548
0		0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	2,269	その他の増減分	業務増に伴う増	
給料	会計年度任用職員以外の職員			
		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増		
		その他の増減分		
	会計年度任用職員			
		その他の増減分		
職員手当	会計年度任用職員以外の職員			
		制度改正に伴う増減分		千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
		その他の増減分		千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
	会計年度任用職員			
		その他の増減分		

令和5年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）

令和5年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,758千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,803,585千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 県支出金		1,371,683	23,985	1,395,668
	1 県負担金	1,298,625	23,985	1,322,610
7 繰入金		1,653,357	101,773	1,755,130
	1 一般会計繰入金	1,574,117	3,333	1,577,450
	2 基金繰入金	79,240	98,440	177,680
歳 入 合 計		9,677,827	125,758	9,803,585

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		862	27,318	28,180
	1 基金積立金	862	27,318	28,180
5 諸支出金		2,763	98,440	101,203
	1 償還金及び還付加算金	2,763	98,440	101,203
歳 出 合 計		9,677,827	125,758	9,803,585

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	1,298,625	23,985	1,322,610	2 過年度分	23,985	
計	1,298,625	23,985	1,322,610			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 低所得者保険料軽減繰入金	108,826	3,333	112,159	2 過年度分	3,333	
計	1,574,117	3,333	1,577,450			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	79,240	98,440	177,680	1 介護給付費準備基金繰入金	98,440	
計	79,240	98,440	177,680			

歳 出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特定	その他			
1 介護給付費準備基金積立金	862	27,318	28,180	23,985 (県負)	3,333 (繰入)	3,333	24 積立金	27,318	介護保険介護給付費準備基金
計	862	27,318	28,180	23,985	3,333	3,333			

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特定	その他			
2 償還金	10	98,440	98,450		98,440 (繰入)	98,440	22 償還金利子及び割引料	98,440	国庫支出金等精算返還金
計	2,763	98,440	101,203		98,440	98,440			

令和5年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

令和5年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,983千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,979,393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		864,402	4,983	869,385
	2 基金繰入金	197,366	4,983	202,349
歳 入 合 計		11,974,410	4,983	11,979,393

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		163,517	4,983	168,500
	1 総務管理費	147,567	4,983	152,550
歳 出 合 計		11,974,410	4,983	11,979,393

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	金額		
1 財政調整基金繰入金	197,366	4,983	202,349	1 財政調整基金繰入金	4,983		
計	197,366	4,983	202,349				

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			節	説	明		
				特定 国県支出金	財源					区分	金額
					地方債	その他					
1 一般管理費	131,291	4,983	136,274			一般財源	12 委託料	4,983	システム等委託料		
計	147,567	4,983	152,550			4,983		4,983			

議案第 45 号

令和5年度生駒市病院事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和5年度生駒市病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度生駒市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	896,822 千円	31,347 千円	928,169 千円
第3項 特別利益	423 千円	31,347 千円	31,770 千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費	846,287 千円	31,347 千円	877,634 千円
第3項 特別損失	523 千円	31,347 千円	31,870 千円

令和5年9月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和5年度 生駒市病院事業会計補正予算（第2回）実施計画

1 収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	病院事業 収 益		896,822	31,347	928,169		
		3 特別利益		423	31,347	31,770	
			1 過年度損 益修正益	423	31,347	31,770	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	病院事業 費		846,287	31,347	877,634		
		3 特別損失		523	31,347	31,870	
			1 過年度損 益修正損	523	31,347	31,870	

議案第 46 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年 7 月生駒市条例第 2 3
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型イン
フルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 1 4 条の 4 第 1 項中「第 4 4 条」を「第 2 6 条の 8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 3 年 1 2 月生駒市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の前の見出し及び同項から附則第 5 項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 51 の項を次のように改める。

51	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、単位住戸(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。)の 1 の住戸をいう。)の数が 1 である住宅(以下この項、53 の項及び 55 の	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	40,200 円(法第 6 条の 2 第 1 項又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項において「低炭素建築物適合計画」という。)である場合には、6,700 円)
			床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	44,300 円(低炭素建築物適合計画である場合には、6,700 円)

<p>項において「1戸建ての住宅」という。)であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、52の2の項、52の3の項、55の項及び備考第4項において「基準省令」という。)第10条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び53の項において「誘導性能基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)</p>		
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって基準省令第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び53の項において「誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)</p>	<p>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>23,200円(低炭素建築物適合計画である場合には、6,700円)</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって基準省令第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び53の項において「誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)</p>	<p>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>24,500円(低炭素建築物適合計画である場合には、6,700円)</p>

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、53の項及び55の項において「共同住宅」という。)であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅標準審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	75,800円(低炭素建築物適合計画である場合には、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	123,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、22,400円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	206,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、47,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	292,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、84,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	571,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、134,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,006,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上	1,844,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、305,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅仕様審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		64,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、22,400円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		111,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、47,700円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		165,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、84,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		299,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、134,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		501,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、202,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上		828,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、305,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未	297,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、18,700円)

等計画の認定の申請に対する審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この項、52の項、53の項及び55の項において「非住宅部分」という。)であって基準省令第10条第1項第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び53の項において「標準入力法」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	満のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	381,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	542,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、84,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	666,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	787,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	897,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上	1,117,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、289,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1項第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び53の項において「モデル建物法」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	118,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、18,700円)	
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	154,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、29,300円)	
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	247,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、84,000円)	
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	321,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、132,000円)	
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	384,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、166,000円)	
床面積の合計が25,000平方メートル以上	450,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、207,000円)	

		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	581,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、289,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額

別表第2の52の2の項中「同法第11条第1項に規定する」及び「(以下この項、次項、53の項及び55の項において「非住宅部分」という。)」を削り、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、次項、53の項、55の項及び備考第4項において「基準省令」という。)」を「基準省令」に改める。

別表第2の53の項を次のように改める。

53	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、1戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	36,800円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。)である場合には、6,700円)
			床面積の合計が200	40,900円(建築物エネ

宅標準審査」という。)	平方メートル以上のもの	ルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、6,700円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,700円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、6,700円)
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,100円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、6,700円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅標準審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	72,300円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	120,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、22,400円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	202,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、47,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	289,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、84,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	567,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、134,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,002,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,840,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、305,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未	60,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合

消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅仕様審査」という。)	満のもの	には、22,400円)	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	107,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、47,700円)	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、84,000円)	
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	295,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、134,000円)	
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	498,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、202,000円)	
	床面積の合計が50,000平方メートル以上	872,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、305,000円)	
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、11,500円)
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		293,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、18,700円)	
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、29,300円)	
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		539,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、84,000円)	
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		663,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、132,000円)	
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		783,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、166,000円)	
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、207,000円)	
床面積の合計が50,000平方メートル以上		1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、289,000円)	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、11,500円)
		床面積の合計が300	115,000円(建築物エネ

定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	ルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、18,700円)
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、84,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	446,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上	578,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、289,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料の額 エ 非住宅モデル審査	

別表第2の55の項中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年9月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和37年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認め

る構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
		据置型レンジ	据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	15注		
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	—	0		0
		据置型レンジ	据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	—	0		0
	固体燃料以外	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		50
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30		30
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		200
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		100
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の生駒市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 50 号

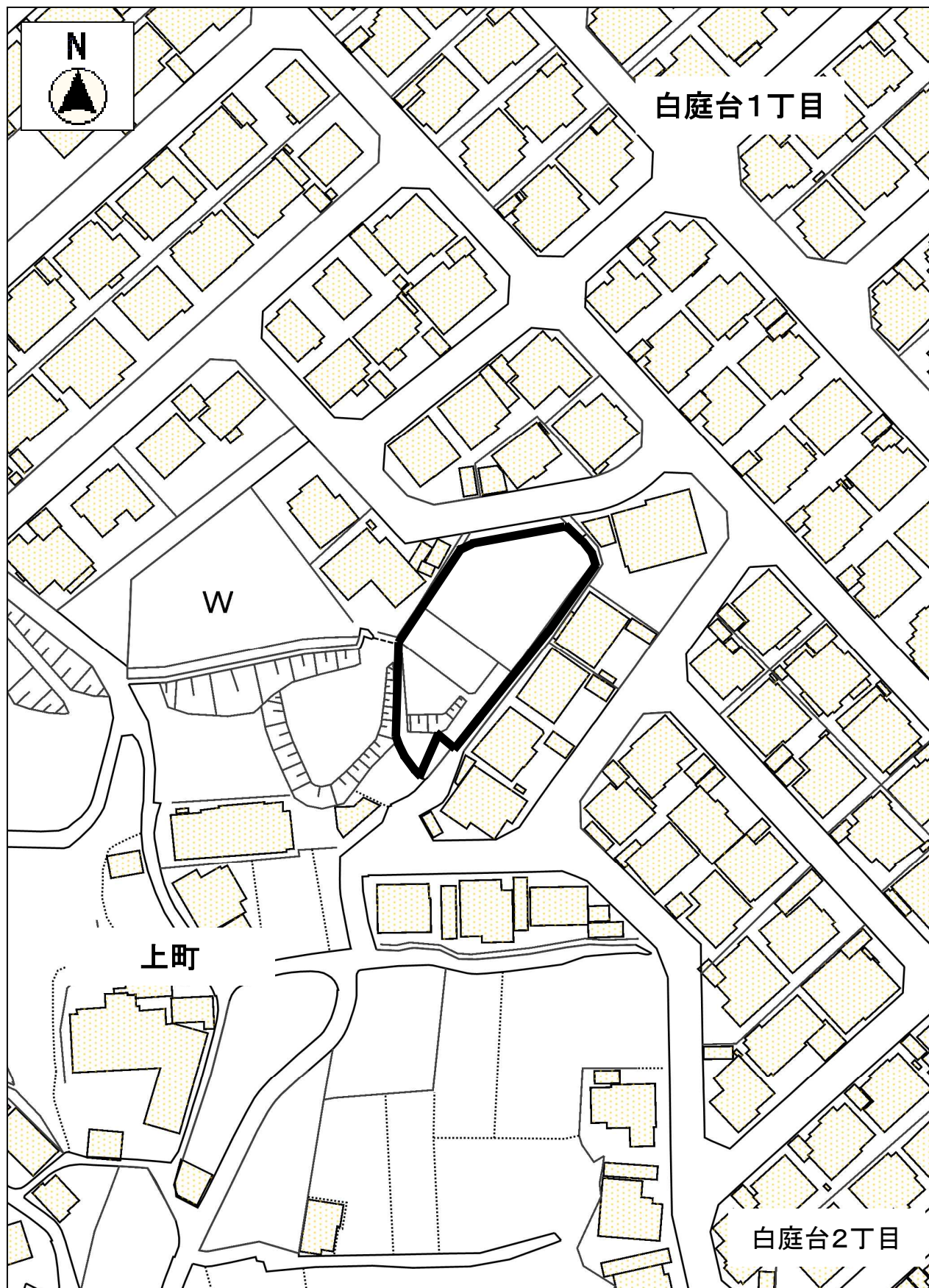
住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示
の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定によ
り、生駒市における住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のとおり定め、当
該区域における住居表示の方法は、街区方式とする。

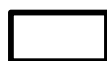
令和5年9月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

別図 住居表示を実施すべき市街地の区域図



凡例



住居表示を実施すべき市街地の区域

議案第 51 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	桜ヶ丘小学校4号線	辻町89番2先 辻町86番23先	
2	辻町第2歩行者道	辻町86番26先 辻町86番24先	
3	赤坂南谷線支線6号	小明町1578番12先 小明町1587番8先	
4	小明町5号歩行者道	小明町1599番3先 小明町1599番5先	
5	高山北田原線支線4号	北田原町1063番先 北田原町961番1先	
6	高山北田原線支線16号	北田原町1048番8先 北田原町1012番3先	
7	高山北田原線支線20号	北田原町1025番18先 北田原町961番4先	
8	高山北田原線支線21号	北田原町1032番1先 北田原町2777番6先	

令和5年9月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 52 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	桜ヶ丘小学校4号線	辻町88番2先 辻町89番7先	
2	小明町地内46号線	小明町1578番10先 小明町1597番1先	
3	赤坂南谷線支線6号	小明町1578番12先 小明町1578番10先	
4	高山北田原線支線4号	北田原町1063番先 北田原町1077番6先	
5	北田原町地内20号線	北田原町1102番先 北田原町1081番先	
6	高山北田原線支線14号	北田原町1084番1先 北田原町1107番6先	
7	高山北田原線支線16号	北田原町1048番8先 北田原町1072番24先	

令和5年9月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市法令遵守委員会委員の委嘱について

生駒市法令遵守委員会委員を下記の者に委嘱したいから、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月生駒市条例第21号）第16条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 渡 邊 賢

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 大阪府豊中市●●●●●●●●●●

氏 名 八 木 正 雄

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 中 西 伸 之

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和5年9月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について

生駒市病院事業推進委員会の委員に下記の者を委嘱し、及び任命したいから、
生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）第
17条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

1 委嘱する者

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 伊 木 ま り 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 友 岡 俊 夫

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 高 田 慶 応

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 遠 藤 清

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 有 山 武 志

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 宇陀市●●●●●●●●●●

氏 名 佐 伯 圭 吾

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 松 下 千 博

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 中 西 枝 緒 里

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 多 原 珠 里

生年月日 昭和●●年●●月●●日

2 任命する者

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 川 端 信 一 郎

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和 5 年 9 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 安 井 幹 雄

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和5年9月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史